

瀬戸市消防本部訓令第 1 号

消防本部

消 防 署

瀬戸市液化石油ガス等の保安に関する事務処理規程（平成 13 年瀬戸市消防本部訓令第 5 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 27 日

瀬戸市消防長 勝 股 淳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）<u>、</u> 高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）<u>及び</u>消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定による液化石油ガス等に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務処理の区分)</p> <p>第 2 条 消防長が行う事務を次のとおり定める。</p> <p>(1) 液化石油ガス法第 36 条第 2 項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 56 条第 2 項に<u>規定する意見書</u>（以下「意見書」という。）の交付</p> <p>(2) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 14 号）第 11 条及び高压ガス保安法第 74 条第 1 項の規定による都道府県知事</u>（以下「知事」という。）からの通報の処理</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）<u>及び</u>高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）<u>並びに</u>消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定による液化石油ガス等に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務処理の区分)</p> <p>第 2 条 消防長が行う事務を次のとおり定める。</p> <p>(1) 液化石油ガス法第 36 条第 2 項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 56 条第 2 項に<u>定める意見書の作成</u></p> <p>(2) <u>液化石油ガス法第 87 条第 1 項の規定による経済産業大臣又は都道府県知事</u>（以下「知事等」という。）からの<u>通報及び</u>高压ガス保安法第 74 条第 1 項の規定による都道府県知事からの通報の処理</p>

(3) <省略>

(意見書の交付)

第3条 消防長は、液化石油ガス販売事業者から意見書の交付について申請があったときは、意見書交付簿に必要事項を記入のうえ、速やかに当該申請に係る液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備（以下この条において「貯蔵施設等」という。）の設置計画の審査及び現地の調査に着手しなければならない。

2 前項の審査及び現地の調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 貯蔵施設等の位置、構造及び設備並びに液化石油ガスの貯蔵又は供給の方法に関する事項

(2) 消防の用に供する設備に関する事項

(3) <省略>

(4) 防火管理その他火災予防上必要な事項

(5) その他公共の安全の維持又は災害の防止上必要な事項

第4条 消防長は、前条に規定する審査及び調査が終了したときは、意見書を作成し、意見書交付簿に必要事項を記入のうえ、当該意見書を遅滞なく申請者に交付しなければならない。

(通報の処理)

第5条 消防長は、第2条第2号に規定する通報（以下「通報」という。）を受理したときは、消防署長にその情報を提供するとともに、消防活動上の問題点について意見を求めることができる。

2 消防長は、通報を受理した場合において、必要と認めるときは、当該通報に係る液化石油ガスの貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備（以下「貯蔵施設等」という。）並びに高圧ガスの製造のための施設若しくは貯蔵所又は特定高圧

(3) <省略>

(意見書の交付)

第3条 消防長は、意見書交付申請書を受理したときは、意見書交付簿に必要事項を記入のうえ、当該計画の審査及び現地の調査を行う。

2 前項の規定による計画の審査及び現地の調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 位置、構造、設備及び貯蔵の方法に関する事項

(2) 消防用設備に関する事項

(3) <省略>

(4) 防火管理に関する事項

(5) その他公共の安全の維持又は災害の防火上必要な事項

第4条 意見書が作成されたときは、意見書交付簿に必要事項を記入のうえ、当該意見書を遅滞なく申請者に交付しなければならない。

(通報の処理)

第5条 消防長は、第2条第2号に定める通報を受理したときは、消防署長にその情報を提供するとともに、消防活動上の問題点について意見を求めることができる。

2 消防長は、前項の通報を受理したときは、当該通報に係る関係施設の立入検査を行い、貯蔵施設等が完成され、又は不備事項が是正されるまでの間、随時中間指導を行うものとする。

ガスの消費のための施設の立入検査を行うものとする。

(必要な措置の要請等)

第6条 消防長は、液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設等又は販売若しくは充填の方法が液化石油ガス法第16条第1項、第16条の2第1項、第37条若しくは第37条の4第2項に定める技術上の基準又は同法第16条第2項で定める基準若しくは同法第37条の5第2項で定める技術上の基準に適合していない場合において、火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるときは、知事に対し必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

(政令で定める物質の届出の処理)

第7条 消防長は、消防法第9条の3の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る関係施設の立入検査を行い、その実態を確認するとともに、災害の予防について必要な指導に努めなければならない。

(施設台帳)

第8条 <省略>

(事故報告)

第9条 <省略>

(諸書類の様式)

第10条 <省略>

(委任)

(基準不適合の報告)

第6条 消防長は、液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設等が液化石油ガス法第16条及び第16条の2に定める技術上の基準に適合していない場合は、知事等に対し必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(基準についての意見の申出)

第7条 消防長は、貯蔵施設の技術上の基準、販売の方法の基準、供給設備(経済産業省令で定める供給設備を含む。)の技術上の基準、消費設備の技術上の基準、充てん設備の技術上の基準又は充てん作業の技術上の基準の改善について、消防庁長官に意見を申し出ることができる。

(政令で定める物質の届出の処理)

第8条 消防長は、消防法第9条の2の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る関係施設の立入検査を行い、その実態を確認するとともに、災害の予防について必要な指導に努めなければならない。

(施設台帳)

第9条 <省略>

(事故報告)

第10条 <省略>

(諸書類の様式)

第11条 <省略>

(委任)

第11条 <省略>

第12条 <省略>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。